

## 入札説明資料一覧

令和8年度 理想科学工業製デジタル印刷機保守業務（単価契約）

### 1 入札説明書

### 2 提出書類

- (別紙1) 誓約書
- (別紙2) 役員等名簿及び照会承諾書
- (別紙3) 自己申告書
- (別紙4) 紙入札方式参加申請書
- (別紙5-1) 入札書
- (別紙5-2) 入札金額内訳書
- (別紙5-3) 再度入札書
- (別紙5-4) 入札金額内訳書（再度入札用）
- (別紙6) 委任状

### 3 仕様書

### 4 契約書（案）

## 入札説明書

熊本労働局

熊本労働局所管の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）その他の法令に定めるもののほか、この説明書の定めるところによる。

### 1 競争に付する事項

- (1) 契約名 令和8年度理想科学工業製デジタル印刷機保守業務(単価契約)
- (2) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- (3) 仕様等 別添「仕様書」のとおり
- (4) 入札方法 入札書に記載する金額は、仕様書に示した業務委託料・商品代金のほか、業務の履行に要する一切の諸経費等を含めた総価を記載すること。  
なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札保証金及び契約保証金 免除

### 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」でB、C又はD等級に格付けされ、「競争参加地域」で九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 次の制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（労働者災害補償保険および雇用保険については2保険年度）の保険料に滞納がないこと。厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険、雇用保険
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 過去3年間に、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、職業安定法、労働者派遣法等の労働に関する法令の違反で司法処分に付される等により、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該業務遂行に支障をきたすと判断される者でないこと。

- (8) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (9) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有すること。

### 3 事前審査

入札に参加するにあたっては次の書類を提出し、事前審査を受けること。

#### (1) 提出書類

- ① 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」でB、C又はD等級に格付けされ、「競争参加地域」で九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であることが確認できる書類
- ② 入札書提出期限の直近2保険年度の労働保険料を納付したことが確認できる書類（分割納付が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）  

(例) 領収印のある領収証書の写し、又は労働局労働保険徴収室又は労働基準監督署より交付を受けた納付証明書の写し
- ③ 厚生年金保険料及び全国健康保険協会管掌健康保険の適用事業所（法人事務所や5人以上の従業員がいる個人事業所など）においては、直近2年間について保険料を納付したことが確認できる書類  

(例) 領収印のある領収証書の写し、又は口座引き落としの場合は、年金事務所より交付を受けた納付証明書の写しなど
- ④ 役員（事実上経営に参画しているものを含む）が、暴力的組織（計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行う恐れがある組織）又はその構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していると認められる者等に該当しない旨の誓約書（別紙1）
- ⑤ 役員等名簿及び照会承諾書（別紙2）
- ⑥ 自己申告書（別紙3）
- ⑦ 紙入札により入札を行う場合には、「紙入札方式参加申請書」（別紙4）

#### (2) 提出期限

令和8年2月20日（金）15：00

#### (3) 提出場所

〒860-8514 熊本市西区春日二丁目10番1号 熊本地方合同庁舎A棟9階  
熊本労働局総務部総務課会計第一係 吉田（電話 096-211-1701）  
メールアドレス : yoshida-yuuji.xn0@mhlw.go.jp

#### (4) 提出方法

##### ①電子調達システムによる場合

本入札説明書3（1）①から⑥までの書類をスキャナ等で電子データ化したもの  
を、電子調達システムにより送信すること。

##### ②紙入札による場合

本入札説明書3（1）①から⑦までの書類を原則として郵送すること。なお、郵  
送の際は書留郵便とすること（郵便事故については、当局は一切補償しないので予  
め了承すること。）。

## (5) その他

当該提出書類に関し、支出負担行為担当官から説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

## 4 入札書および入札金額内訳書の提出場所等

本件入札は、電子調達システムにより行う。ただし、紙による入札の参加を希望する場合には、「紙入札方式参加申請書」(別紙4)により令和8年2月20日(金)15時00分までに申し出を行った場合に限り、紙入札に替えることができる。

なお、入札者は、その提出した入札書および入札金額内訳書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

### (1) 電子調達システムにより入札を行う場合

#### ① 入札書および入札金額内訳書の提出期限

令和8年2月24日(火) 10時30分

(入札金額は上記期限内に電子調達システムにて送信すること。なお、電子調達システムでは、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書および入札金額内訳書が到達しない場合があるので、時間に余裕をもって手続きを行うこと。)

(別紙5-2および5-4の入札金額内訳書は参考様式であるため、入札金額の内訳に合わせ任意様式を使用してもよい。)

### (2) 紙入札により入札を行う場合

#### ① 入札書および入札金額内訳書の受領期限(再度入札書を含む)

令和8年2月24日(火) 10時30分

#### ② 入札書および入札金額内訳書の提出場所

熊本市西区春日二丁目10番1号

熊本地方合同庁舎A棟9階 熊本労働局総務部総務課

#### ③ 入札書および入札金額内訳書の提出方法

入札書は別紙5-1、入札金額内訳書は別紙5-2、再度入札書は別紙5-3、再度入札書の入札金額内訳書は別紙5-4にて作成すること。

(別紙5-2および5-4の入札金額内訳書は参考様式であるため、入札金額の内訳に合わせ任意様式を使用してもよい。)

#### ア 直接提出する場合

直接提出する場合は、封筒に入れ封をし、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長宛)及び「令和8年2月24日開札[令和8年度理想科学工業製デジタル印刷機保守業務(単価契約)]の入札書在中」と朱書きしなければならない。

再度入札書については別の封筒に入れ封をし、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長宛)及び「令和8年2月24日開札[令和8年度理想科学工業製デジタル印刷機保守業務(単価契約)]の再度入札書在中」と朱書きすること。

#### イ 郵便により提出する場合

郵便(書留郵便に限る。)により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「令和8年2

月24日開札〔令和8年度理想科学工業製デジタル印刷機保守業務（単価契約）〕の入札書在中」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記3(3)宛に入札書の提出期限までに送付しなければならない。

郵便による場合も、再度入札書については別の中封筒に入れること。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

#### (3) 代理人による入札

① 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならぬ。

各種証明の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。

なお、電子入札においては、復代理人による応札は認めない。

② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、開札時までに別紙6「委任状」の様式による代理委任状を提出しなければならない。

③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

#### (4) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

① 競争に参加する資格を有しない者のした入札

② 委任状を持参しない代理人のした入札

③ 1者で2通以上の入札をしたもの

④ 記名を欠く入札

⑤ 金額を訂正した入札

⑥ その他入札に関する条件に違反した入札

⑦ 本入札説明書3(1)④の誓約書等を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書等に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

#### (5) 入札の延期等

入札参加者が連合し、又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

### 5 開札

#### (1) 開札の日時

令和8年2月24日（火） 10時31分

〒860-8514 熊本市西区春日二丁目10番1号

熊本地方合同庁舎A棟9階 熊本労働局総務部総務課内 小会議室

#### (2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

#### (3) 紙による入札の場合

ア 紙により入札書を提出した場合には、開札は、原則として入札者又はそ

の代理人を立ち会わせて行う。

なお、開札への立会を希望する場合は、開札日の前営業日までに、上記3(3)の連絡先へ電話又はメールで連絡すること。

イ 入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に係のない職員を立ち会わせて開札を行うため、事前の連絡は不要である。開札の結果は電話等で連絡する。

ウ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

エ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 入札者又はその代理人が開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。

#### (4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。再度の入札は、1回までとする。紙による入札を行う者が再度入札に参加する場合は、あらかじめ再度入札書(別紙5-3)、入札金額内訳書(別紙5-4)を提出しておくこと。電子調達システムにおいて再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

### 6 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- ① 本入札説明書3に従い書類・資料を提出し、本入札説明書2の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされない懼れがあると認められるとき、または、その者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- ③ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者またはその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- ④ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額を口頭又は電子調達システムの開札結果通知書により通知するものとする。

### 7 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

## 8 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

## 9 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨

(2) 契約書の作成：要

契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

なお、契約締結日は、令和8年4月1日とする。ただし、契約締結日までに令和8年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

(3) 別添「仕様書」について疑義がある場合は、仕様書に記載の方法・宛先にて照会すること。

(4) 本入札説明書についての問い合わせは、令和8年2月20日（金）15時00分までに本入札説明書3（3）宛に照会すること。

(5) 電子調達システムについての問い合わせ先

電子調達システムの障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ヘルプデスク 0570-000-683（ナビダイヤル）  
03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）
- ホームページ <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、上記3（3）まで連絡すること。

(6) 契約関係書類（契約書を除く）の押印を省略する場合は、その真正性の観点から、担当者から提出される契約関係書類については事業者の決定であることを確約するとともに、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約の解除や違約金の徴取を行う場合があることを了承すること。

## 提出書類一覧

1. 資格審査結果通知書の写し（全省庁統一資格）
2. 労働保険料・社会保険料を納付したことが確認できる書類
3. 誓約書 (別紙1)
4. 役員等名簿及び照会承諾書 (別紙2)
5. 自己申告書 (別紙3)
6. 紙入札方式参加申込書 (別紙4)
7. 入札書 (別紙5-1)

- 8. 入札金額内訳書 (別紙 5-2) 【参考様式】
- 9. 再度入札書 (別紙 5-3)
- 10. 再度入札書の入札金額内訳書 (別紙 5-4) 【参考様式】
- 11. 委任状 (別紙 6)

## 誓 約 書

私 /  当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適切な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住 所  
社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料別紙2を添付すること。

## 役員等名簿及び照会承諾書

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

下記の役員等名簿に相違ないことを誓約するとともに、この名簿に記載した者について、熊本労働局が締結する契約等から暴力団等排除に関する誓約書に定める項目のいずれかに該当するか否かに  
関し、熊本県警察本部に照会することを承諾します。

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去3年間に、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、職業安定法、労働者派遣法等の労働者保護法令の違反で司法処分に付される等により、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該業務遂行に支障をきたすと判断される者でないこと。
- 3 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 4 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 5 前記1から4について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官  
熊本労働局総務部長 大立目 勇治 殿

## 紙入札方式参加申請書

貴局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用した入札に参加できないため、紙入札方式にて参加いたします。

記

1. 入札案件名

令和8年度 理想科学工業製デジタル印刷機保守業務（単価契約）

2. 電子調達システムでの参加ができない理由

令和 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 大立目 勇治 殿

# 入札書

## 1 入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	一

円

2 入札件名 令和8年度 理想科学工業製デジタル印刷機保守業務  
(単価契約)

3 契約条件 契約書、仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。

入札公告書、入札説明書その他関係規定を承知のうえ上記の金額をもって入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

又は代理人氏名

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 大立目 勇治 殿

《注意》

- 1 入札金額は、算用数字(アラビア数字)で記入し、有効数字直前に¥マークを付すこと。
- 2 入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(消費税額を含めない金額)を、ペン又はボールペンで明確に記すこと。

令和8年度 理想科学工業製デジタル印刷機保守業務（単価契約）  
入札内訳書【参考様式】

予定枚数（枚）

	モノクロ	カラー
月間	20,000	40,000
年間	240,000	480,000

モノクロ月間料金

料金体系	枚数	単価	金額
1枚～○○○枚まで	○○○枚	△△円	□□□円
○○○枚～○○○枚まで	○○○枚	△△円	□□□円
○○○枚～○○○枚まで	○○○枚	△△円	□□□円
○○○枚～○○○枚まで	○○○枚	△△円	□□□円
○○○枚から	○○○枚	△△円	□□□円

モノクロ 月額 □□□円 - Ⓐ

カラー月間料金

料金体系	枚数	単価	金額
1枚～○○○枚まで	○○○枚	△△円	□□□円
○○○枚～○○○枚まで	○○○枚	△△円	□□□円
○○○枚～○○○枚まで	○○○枚	△△円	□□□円
○○○枚～○○○枚まで	○○○枚	△△円	□□□円
○○○枚から	○○○枚	△△円	□□□円

カラー 月額 □□□円 - Ⓑ

その他費用（ ）月額 □□□円 - Ⓒ

月額（Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ）= ◇◇◇円 - Ⓨ

年額（入札額）（Ⓧ×12か月分）= ○○○円（※税抜）

事業所名

# 再 度 入 札 書

1 入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	一

円

2 入札件名 令和8年度 理想科学工業製デジタル印刷機保守業務  
(単価契約)

3 契約条件 契約書、仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。

入札公告書、入札説明書その他関係規定を承知のうえ上記の金額をもって入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

又は代理人氏名

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 大立目 勇治 殿

## 《注意》

- 1 入札金額は、算用数字(アラビア数字)で記入し、有効数字直前に¥マークを付すこと。
- 2 入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(消費税額を含めない金額)を、ペン又はボールペンで明確に記すこと。

令和8年度 理想科学工業製デジタル印刷機保守業務（単価契約）  
入札内訳書【参考様式】【再度入札用】

予定枚数（枚）

	モノクロ	カラー
月間	20,000	40,000
年間	240,000	480,000

モノクロ月間料金

料金体系	枚数	単価	金額
1枚～○○○枚まで	○○○枚	△△円	□□□円
○○○枚～○○○枚まで	○○○枚	△△円	□□□円
○○○枚～○○○枚まで	○○○枚	△△円	□□□円
○○○枚～○○○枚まで	○○○枚	△△円	□□□円
○○○枚から	○○○枚	△△円	□□□円

モノクロ 月額 □□□円 - Ⓐ

カラー月間料金

料金体系	枚数	単価	金額
1枚～○○○枚まで	○○○枚	△△円	□□□円
○○○枚～○○○枚まで	○○○枚	△△円	□□□円
○○○枚～○○○枚まで	○○○枚	△△円	□□□円
○○○枚～○○○枚まで	○○○枚	△△円	□□□円
○○○枚から	○○○枚	△△円	□□□円

カラー 月額 □□□円 - Ⓑ

その他費用（ ）月額 □□□円 - Ⓒ

月額（Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ）= ◇◇◇円 - Ⓨ

年額（入札額）（Ⓧ×12か月分）= ○○○円（※税抜）

事業所名

## 委任状

今般、都合により ..... を代理人と定め、  
下記の権限を委任します。

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 大立目 勇治 殿

入札者（委任者）	住 所
	会 社 名
	代表者氏名

代理人（受任者）	住 所
	所属（役職名）
	氏 名

記

### 【入札件名】

令和8年度理想科学工業製デジタル印刷機保守業務（単価契約）

### 【委任事項】※該当項目の□にチェック（✓）を入れること。

- 入札書について
- 入札に係る諸願届出について
- 契約締結について
- 代金の請求及び受領について
- 復代理人の選任について

### 復代理人への委任事項

- 入札書について
- 入札に係る諸願届出について

# 仕様書

## 1 契約名

令和8年度 理想科学工業製デジタル印刷機保守業務委託契約（単価契約）

## 2 契約期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

## 3 保守業務委託機種・設置場所・プリント予定枚数

設置場所	機種	区分	年間使用予定枚数
熊本労働局職業安定課	ORPHIS	モノクロ	240,000枚
	GD9630	フルカラー	480,000枚

但し、当該予定枚数は前年度のプリント枚数に基づく見込みであり、令和8年度のプリント枚数は増減することが見込まれる。

## 4 業務委託内容

3で示した機器に対し以下に示す保守管理サービスを提供するものとする。

- ① プリントに必要な消耗品（コピー用紙、ステープル代を除く）の供給及び消耗品交換によって生じる廃棄物の処分
  - ② 印刷機器が正常な状態で使用できるよう、定期的（年4回以上）に技術者による点検、整備、部品交換、清掃等のメンテナンスを行うこと。
  - ③ 印刷機に異常が生じた場合、速やかに担当者の連絡により技術者を派遣し、修理を行うこと。（原則一時間以内にメンテナンスを取れる体制にあること）
- \* 但し、以下の理由によるものを除く
- A) 委託者の故意又は重大な過失が原因による故障
  - B) 受託者又は受託者が指定するもの以外が改造・修理・分解を行った機器の故障
  - C) 天災地変その他これに類する災害による故障

## 5 入札金額について

3で示した年間使用予定枚数を印刷した場合に必要とする費用一切を見積るものとする。

なお、契約については、プリント一枚あたりの単価にて行うものとし、基本料金等の設定は行わない。

また、代金の請求については、ミスプリント・テストプリントの数を控除するものとする。

## 6 契約

本契約は令和8年4月1日に単価契約として締結する。

落札者は、落札後速やかに保守単価一覧表及び入札内容内訳書（任意様式）を提出しその金額に基づき単価契約を行うものとする。

保守対象が機器の買替等で変更になる場合は、当該機器の使用停止日を以て本契約を終了とする。月途中で終了する場合は、当該月の保守費用は日割りにて算出すること。

## 7 再委託について

- (1) 本契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。
- (3) 委託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を申請し、承認を受けること。
- (4) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

## 8 その他

本仕様書に定めのない事項は、委託者、受託者が協議して定めるものとする。

## 9 問い合わせ先

熊本市西区春日2—10—1 熊本地方合同庁舎A棟9階

熊本労働局 総務課会計第一係 吉田  
電話 096-211-1701 FAX 096-323-3661

## 令和8年度理想科学工業製デジタル印刷機保守業務委託契約書(単価契約) (案)

支出負担行為担当官 熊本労働局 総務部長 ○○○○(以下「甲」という。)と○○○○(以下「乙」という。)とは理想科学工業製デジタル印刷機保守業務委託契約(以下「本契約」という)に関し、次のとおり契約を締結する。

### (信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

### (契約の目的)

第2条 乙は、甲所有の理想科学工業製デジタル印刷機(以下「デジタル印刷機」という)の機能保全のために、定期及び臨時に乙の担当社員及び技術員を派遣し、常に正常な状態で機能が作動するよう保守及び調整等を行うものとする。

### (対象となる機器)

第3条 本契約の対象となる機器、数量ならびに設置場所は以下のとおりとする。

(1) 機種 ORPHIS GD9630 1台

(2) 設置場所

熊本労働局職業安定部職業安定課 熊本市西区春日2-10-1

熊本地方合同庁舎A棟9階

### (契約料金)

第4条 保守点検料は、印刷機保守単価一覧表のとおりとする。

### (契約期間)

第5条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### (保守の実施)

第6条 乙は、保守、調整等を行うため、定期的に乙の担当社員を設置場所に派遣して点検調整等及び消耗部品等の交換を行わなければならない。

2 デジタル印刷機が故障した場合は、甲の請求により乙は、ただちに技術員を派遣して修理に着手し、甲の業務に支障のないようすみやかに正常な状態に回復させなければならない。

3 デジタル印刷機の保守、調整等に要する経費は、次の場合を除き乙の負担とする。

(1) 甲の故障又は取扱上の重大な過失による場合。

(2) 乙又は乙の指定した者以外による改造修理及び分解を行った場合。

(3) 天災地変その他これに類する災害による場合。

### (監督)

第7条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることがある。

#### (検査)

第8条 乙は、全ての業務が終了したときは、甲の指定する検査職員に通知し、立会の上、検査を受けなければならぬ。

- 2 乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。
- 3 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

#### (契約代金の請求)

第9条 乙は、毎月分の積算カウンターの数値について、毎月末に甲の指定する検査職員の検査を受けて甲の使用した印刷枚数を算出し、当該月の総印刷枚数に不良プリント、テストプリント分を控除した枚数に第4条に定める単価を乗じた金額を甲に甲の定めた手続により翌月10日までに請求するものとする。

- 2 乙が請求する消費税は、本契約に基づき乙が発行する請求書に記載する合計金額に法令所定の税率を乗じた金額(円未満は切り捨て)とする。

#### (契約代金の支払及び遅延利息)

第10条 甲は、前条による適正な支払請求書を受理した日から30日(以下「支払約定期間」という。)以内に契約代金を支払うものとする。ただし、乙の都合により代金受領が遅れた場合、甲は遅延利息支払いの責めは負われない。

- 2 甲は自己の責めに帰すべき事由により、期限までに對価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払い金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額(百円未満切捨)を遅延利息として乙に支払うものとする。

#### (再委託)

第11条 乙は、委託業務の全部を第三者(乙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託することはできない。

- 2 乙は、再委託する場合には、甲に再委託に係る承認申請書(様式1)を提出し、その承認を受けなければならぬ。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- 3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
- 4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

#### (再委託先の変更)

第12条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、再委託に係る変更承認申請書(様式2)を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

#### (履行体制)

第13条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図(別紙1)を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書(様式3)を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。
  - (1)受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変更の場合。
  - (2)事業参加者の住所の変更のみの場合。
  - (3)契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(権利義務の譲渡等)

第14条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令第1条の3に規程する金融機関に対し譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規程による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(危険負担)

第15条 乙は、乙の技術員等が甲の敷地内でする行為のすべてについて責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第16条 乙及びその技術者は、保守の実施に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしたり、他の目的に利用してはならない。

(契約の変更)

第17条 契約期間中に契約改訂の必要が生じた場合は、甲乙協議のうえ変更することができる。

(設置場所の変更)

第18条 甲は、デジタル印刷機の設置場所を変更する場合、あらかじめ乙に通知するものとする。

(保証金)

第19条 この契約に関しては、保証金を免除する。

(解除権及び損害賠償)

第20条 甲は、乙の責に帰すべき事由によって乙が契約を履行しなかったときは、契約を解除することができる。  
乙は、前項により契約を解除された場合、これにより生ずる損害を賠償しなくてはならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第21条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第22条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第6項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (2)当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3)乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

第23条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第24条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1)暴力的な要求行為

- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4)偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5)その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第25条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再受託者(再委託以降のすべての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関する個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第26条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第27条 甲は、第23条、第24条及び第26条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第23条、第24条及び第26条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第28条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第29条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第30条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1)乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
  - (2)乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があつたことが判明したとき。
  - (3)乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかつたことが判明したとき。
- 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第31条 第30条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(疑義の解決)

第32条 この契約に関し、疑義が生じた場合、又はこの契約に定めていない事項については、甲乙協議のうえ解決するものとする。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階  
支出負担行為担当官  
熊本労働局総務部長 ○○○○ 印

乙

○○○○ 印

令和8年度 印刷機保守単価一覧表

機種名	ORPHIS GD9630 (熊本労働局 職業安定課設置)	
モノクロ 保守点検料	1枚～○○○枚まで	○○○円
	○○○枚～○○○枚まで	○○○円
	○○○枚から	○○○円
カラー 保守点検料	○○○枚～○○○枚まで	○○○円
	○○○～○○○枚まで	○○○円
	○○○枚から	○○○円

(様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
熊本労働局総務部長 殿

名称

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

(様式2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

名称

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

(様式3)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

名称

履行体制図変更届出書

標記について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 契約件名(契約締結時の日付番号も記載のこと。)
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

### 履行体制図

#### 【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額(乙が再委託する事業所のみ記載のこと。)
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

#### 【履行体制図の記載例】

事業所名	住所	契約金額(円)	業務の範囲
A	熊本県○○市…		
B			

